

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 22 年 5 月 31 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 28 号

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則（昭和 39 年瀬戸市規則第 14
号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 12 条 <省略> 2 及び 3 <省略> 4 前項の期間の算定については、次に掲げる期 間を除算する。 から まで <省略> 負傷又は疾病（その負傷又は疾病が公務又 は通勤に起因する場合を除く。）により勤務 しなかった期間から週休日、 <u>勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項の規定により割り振られた勤 務時間の全部について同項に規定する時間外 勤務代休時間を指定された日並びに条例第 1 7 条第 1 項に規定する祝日法による休日等及 び年末年始の休日等（次号において「週休日 等」という。）を除いた日が 30 日を超える 場合には、その勤務しなかった全期間。ただ し、健康診断に基づく事後措置により勤務時 間を短縮された者についてのその短縮された 期間及び生理日の就業が著しく困難なため病 気休暇の承認を得て勤務しなかった者につい</u>	第 12 条 <省略> 2 及び 3 <省略> 4 前項の期間の算定については、次に掲げる期 間を除算する。 から まで <省略> 負傷又は疾病（その負傷又は疾病が公務又 は通勤に起因する場合を除く。）により勤務 しなかった期間から週休日並びに条例第 17 条第 1 項に規定する祝日法による休日等及び 年末年始の休日等（次号において「週休日 等」という。）を除いた日が 30 日を超える 場合には、その勤務しなかった全期間。ただ し、健康診断に基づく事後措置により勤務時 間を短縮された者についてのその短縮された 期間及び生理日の就業が著しく困難なため病 気休暇の承認を得て勤務しなかった者につい てのその病気休暇の期間（連続する最初の 2 暦日に係る期間に限る。）を除く。

てのその病気休暇の期間（連続する最初の2 暦日に係る期間に限る。）を除く。 から まで <省略> 5から7まで <省略>	から まで <省略> 5から7まで <省略>
---	---------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。